

山鹿素行の教学觀

—武教の成立を中心に—

内 山 宗 昭

On the Sokō Yamaga's Thought of Education
—with special reference to "Bukyō"—

Muneaki Uchiyama

序

山鹿素行（元和8—貞享2・1622—1685）の思想は先学の指摘するようにその武教主義が特色である。彼の教学觀は従ってこの武教主義的な特質¹⁾を有するものと考えられる。素行の教學觀に関する考察は従来、古学の面からの考察が主体であった。彼が在世中兵学者として高名であり、なお後世にかけての影響力や学統が古学ではなく兵学にあったことを考えると素行の兵学の思想から導かれた教学觀を考察²⁾する必要があると思う。それは素行における武教成立の意義に触れることともなると考える。もともと戦闘技術を主体とする兵学においては学問論・教育論は直接的に表明されることは少ないが、素行の場合は教学の効用に着目して武教を確立したという成立経緯に符合するように、教学論は重要な位置を占めている。

山鹿流兵学は「七書」、そして小幡景憲（元龜3—寛文3・1572—1663）の甲州流兵学や北条氏長（慶長14—寛文10・1609—1670）の北条流兵学を基礎に発展させたものであるが、比較を行なうと山鹿流兵学の武教的特質を兵学中に教学の意義が体系化されていく過程として跡づけることが出来る。明暦2年（1656）の『武教全書』『武教本論』『武教小学』の三著を中心に素行の武教が成立したとして考察をすすめたい。

（一）山鹿流兵学の母体

（1）七書において

『孫子』（齊・孫武）、『司馬法』（齊・不詳）、『吳子』（齊・吳起）、『三略』（不詳）、

『尉繚子』(周・尉繚)、『六韜』(不詳)、『唐太宗李衛公問對』(唐・不詳)の七書は後述する近世兵学各派の基礎になる古典である。兵学の教学觀を考える場合にその基礎理念としてここにみる教学觀を見逃せない。兵学の説かれる対象は戦時にあっては武将即ち兵を動かす統率者ないし指導者層であり、そして治世下では為政者・君主となる。彼等が配下を教導し国を治めうる能力を含む総合的な知力は「上智」という言辞で表現されていた³⁾。修養論そして學問論に連なるものとしては、師友を介して身を修めるという観念や⁴⁾、「道徳仁義礼」「四徳」「六徳」「六守」という徳目に関する論議が呈示されている。方法論としては実学を志向し、漸進主義的な段階説をとるものも見られる⁵⁾。

「教戒」「教道」「賞罰」という語も兵法技術上の訓練の意の範疇で使われる場合が多い。しかし国全体の治政においては風俗を良化する「教」という視点を見ることが出来る。「人は方ごとに性あり、性は州ごとに異なり。教は俗を成す、俗は州ごとに異なり。道俗を化す。」⁶⁾等とみられる。教化の発想はまた武将・君主の課題である良き人材を集め適宜活用するという面に関係する。「教えて選んで使う」という考え方である。「古の明王は必ず君臣の礼を謹み、上下の儀を飾り、吏民を安集し、俗に順って教へ、良材を簡募して、以て不虞に備ふ。」⁷⁾とある。これは、

既に教を其民に致して、然る後に謹み選んで之を使ふ。事極めて修まれば、即ち百官給す。教極めて省すれば、即ち民良に興り、習慣成れば即ち民体俗す。教化の至りなり⁸⁾。

という政教一致の教化思想である。

人材に対する評価は「五材」「十過」、また人材選定の着眼点は「八徵」⁹⁾として呈示される。

武王、太公に問うて曰く「將を論ずるの道奈可」。太公曰く「將に五材、十過あり。……五材とは勇、智、仁、信、忠也。……十過とは勇にして死を軽んずる者なり、急にして心速なる者あり、貧りて利を好む者あり、仁にして人に忍びざる者あり、智にして心怯なる者あり、信にして喜んで人を信ずる者あり、廉潔にして人を愛せざる者あり、智にして心緩なる者あり、剛毅にして自ら用ふる者あり、儒にして喜んで人に任ずる者あり¹⁰⁾。

人材評価は人間の資質に対する観察を基にしている。

素行は『七書諺義』を主に七書の解釈を試み兵学者として高い評価を得ているが、以上に取上げた点を教学の関わる問題として取上げていた。七書の教學觀は素行の基礎理念として働いていると考えられる。

「師ヲ得テ我過ヲタタサレ，我不通コトヲ習学スル人ハ，ツイニ王者タル也」¹¹⁾という「修身」論を学問論の根本に据えながら，教学の必要性を説く立場からの解釈が多く現れている。注意されるものをみると，例えば，前述した「古の良王は…」以下の入材選抜と風俗教化の節に関しては，その意をくみ「順俗而教トハ……水土ニヨッテ俗コトナリ，其俗ニヨッテ不教ハ早ク不通也……国民ヲ教ヘ，其内ヨリ可然良材ヲエランテ，ソレソレニ役義ヲ申付テ…。」¹²⁾と述べていた。「既に教を其民に致して…」の条については，

……省ハ省察也，教トイヘトモ時々ニ省察スルコトアラサレハ亦アトヘカヘルモノ也……民興良トハ如此トキハ民皆賢良ノ心ヲ興起スル也，興ノ字……教其徳行道芸，而興賢者能者ト云ノ心也。……教ツマヒラカニシテ，累年月久トキハ，皆是ヲナラワシトイタス，是習慣成也，ナラワシハ乃民ノ俗ナリ……晏子曰，習俗移性也，教化ハ教ヲ以テ自然ニ民ヲ変化セシメルトイヘリ，苟悦云，教化之行，挽中人而進於君子之域，教化之廢，推中人而墮於小人之塗……¹³⁾。

と敷衍した解釈が述べられている。教化の効果と方法につき「自然に化す」説を交えて触れているが，ここでは，苟悦（148～209）の「中人」説を引用していることからも，人間の可塑性に注目して教学の効用を説明する立場が明らかにされていると言える¹⁴⁾。

（2）甲州流兵学において

甲州流兵学は小幡景憲が体系化したと目されている。素行は景憲について学んだ。入門は寛永13年，景憲65歳，素行15歳の時である¹⁵⁾。素行の覚えがきの中に景憲の話が数点残っているものの¹⁶⁾，実際に素行に教授をしたのは言わば兄弟子格の当時28歳の北条氏長であったといわれている。

甲州流兵学は戦闘技術としての性格を強く残し，また武家家訓を基調とするものである。甲州流兵学・北条流兵学・山鹿流兵学は中世的兵学から近世的兵学へと移行していく了兵学思想史上の転換期に位置づけられている¹⁷⁾。氏長や素行は甲州流をさらに体系化し発展させたという事由から，遡って，この中にも基礎的理念を探ることが出来る。

甲州流での学問観をみると，単なる知識や教養としての学問は武徳を失い家職の怠りの原因となり，風流に堕落するという理由から第二義とされるのをみる。主に要求されているのは「微妙の智恵」をもって情報収集や万般の観察を行うという実戦上の判断力であった¹⁸⁾。教養としての学問は治世にあづかる為政者になれば相応に必要と

されるが¹⁹⁾、それを必須の要件とみているとはいえない。「侍衆大小共に学問能して物しり給はん事肝要なり。但なに本にても一冊おほうして二冊三冊よみて、其理に能々徹し給はば、必おほくば学問無用になさるべし。殊に詩聯句などまであそばし候うは、猶もってひが事也。」²⁰⁾の言葉に明らかにされていると思う。

教化という観点では、甲州流兵学の要とされる「大将三の采配の事」の記述に注目したい。

第一に、つねづね自国他国共に武士の手がら、忠切忠功、上中下共によき批判の事。

第二に人を能見しり、それぞれに役を申付る事。

第三に忠切忠功の武士に手柄の上中下を「能」穿鑿して三段に恩をくるる事²¹⁾。

これはやがて人材論・教化論の根幹として氏長、素行に継承され、同名辞ながらそれぞれ解釈が進められている。ここでも既に戦術的性格の中にも倫理的な価値観が窺われる。

「大将三の采配の事」は人材論に繋がるが甲州流兵学には幅広く多様な人材をとらえる姿勢があり豊富な人材論が展開されている。様々の人材を適宜活用するという点が根本であり、人材評価は詳細な人間観察に基づいていた²²⁾。このような観察は児童にも向けられ児童の立居振舞いから将来の人物を予想する記述もある²³⁾。また学ぶことの効果が期待されている面もあるとはいえ、当兵学の教學觀においては、教學によって人をつくるというような陶冶論の視点は弱いというべきである。

(3) 北条流兵学において

北条流兵学は甲州流兵学の諸説を体系化した上で「士法」を説き「兵家神道」を提起し思想性を高めた。提唱者の氏長に就いて素行は北条流兵学も学び、両者の関係は緊密であった。素行の兵学は氏長の業績の延長上にある。氏長の學問觀は明らかに君主を対象としたものになり、君主の治政上の判断力を中心とする知力を陶冶する必要から論じられている²⁴⁾。氏長には具体的な方法に及ぶ學習論の豊富な展開は見られない。しかし「廣聞廣見」「常聞常見」の兵法の心得から修身のための知識習得という面にも言及していること²⁵⁾、個人的な独断を師に就き學問することによって避けるべきであると主張していること²⁶⁾等、兵学における教學の扱いが組織立ててきたと評価出来る。

「大将三の采配の事」は甲州流兵学よりも教化觀念を強くしていると考えられる。 「大将三の采配の事」の三条をみてみると、

三…下々雜兵に至るまで、よしあしの八をしらすべし。よしあしの八と云は、よく戦へば勝、あしく戦へばまくる、勝てば生る、まくれば死する、むさき、きよき、見ぐるしき、見よき、よしあし合わせて八なり。かくのごとくの理をしらする時は、国法にも背く者すくなく、衆儀一味して士卒專一なり²⁷⁾。

とある。

配下全体へ「よしあしの八」を浸透させる意図には倫理の問題が含まれる。「諸人に人の道を教る事」²⁸⁾という心得も教化への志向が明らかである。これも方法論を欠くが教化論が発展してゆく方向にあったと考えられる。甲州流に既にみられるものの発展的解釈であるとも言えよう。「治内」「智外」「応変」の兵学思想になぞらえて解釈すれば、「故に治内十ヶ条にて内を治め、……家を調へ、一人一己は身をおさむるの略なり。智外十ヶ条にて、外の善悪を能知て善を勧め、惡を懲し、賞罰明にし、応変十ヶ条にて善をそだて惡をいましめ²⁹⁾、……」との教化観を基礎にしているといえる。

人材論については前述した「五材」「十過」を踏まえ「人に軽重早遅のうまれつきあり」³⁰⁾と人間の資質を観察した上で「能く人々の天性の得たる所を見出し」適材適所を考える。「人ノ君トナリ、人ノ師トナリテハ、能ク人々天性ノ得タル所ヲ見出シテ、其職ヲ命ジ、其材ヲ取立テ、其器ヲ成サセン事ヲ思フベシ。」³¹⁾、また「……故ニ古人ノ影ニ隨ヒ、君父ノ影ニ隨ヒ、師ノ影ニ隨フ、皆事成ルノ道也。……故ニ大功成就セシヲ見テ勉メ学ブベントイヘリ。」³²⁾とあり、また人間の長所への着目と活用を説くが、人材を教学によって育て上げるという考え方は明示されていない。

氏長の人間形成観の特色として朱子学に基づく儒家神道による形而上の陶冶觀があげられる。

夫レ人の生ルルヤ陰陽二氣ノ交感ニヨル。……衆人賢愚ノ差アリト雖二氣ノ神ヲウケルニアラズト云フコトナキ故、各良智良能ヲ具ス。然ドモ其稟クル所偏ナレバ、其智モ亦全カラズ。故に其徳全備ノ日輪ヲ尊崇シ奉テ、我ガ主宰トシ、其光明ニテ万事ヲ照ス時ハ、七情節ニタリ、事ニ触レテ応変窮リナク、必勝ノ道ココニ備ル也。……日徳ニヨツテ立命智識アル人ナレバ此身ハ即日神ノ分身、此心ハ即日神分附ノ心ナリ。……衆人ハ私欲ノ情主ニナリ代リテ、固滯セルモノナル故……。大星ノ伝ニテハ、神心ノ表ノ影ニ隨ヘバ七情何ノ避ケ嫌フコトカアラン。……事ノ大星、人身ノ性ニシテ、照スノ理ハ備ハレドモ、未ダ曇リテ影ハウツラズ。ソレヲ磨イテ明ラカニシ、万象ノヨクウツルハ、理ノ大星ノ大明也。……然レドモ、生稟性善ノ事大星ナキトキハ、何ホド磨イテモ光ハ出デズ。

……其光アラハレタルヲ明徳ト云フ。明徳我ニ備ハレバ、倫理綱常亂ルルコトナク、

至善ノ道行ハレ、上下万代、其風化ニ教育セラレテ、日々ニ新タニナリ³³⁾……

万人共通の普遍的価値観が「方円神心ノ理」として示されている。また人間の内部的機能として「良智良能」が認められ、性善説の立場から、それを善性として評価しかつ引き出すという考え方、そして賢愚の差が「二氣五行の過不及」により生じているものの「日徳」への信仰を通じて完全に近づくという考え方が注目される。これは素行が認め難いとした考え方である。

氏長の思想は朱子学と神道を主体としていたが、このような形而上性は素行が氏長の思想に強く影響を受けていたと思われる正保から慶安年間（1644—1651）には、素行にも明らかに見られ、四教一致の思想を説いている。素行の四教一致思想は氏長の思想が朱子学を軸にしたのに対して、老莊思想まで取り入れたものであったから、既にこの時点で師説より逸脱していたことになるが、氏長の形而上的人間形成觀をむしろ押し進めた形で素行の四教一致期の人間形成觀は成立っている。氏長は素行の『聖教要録』筆禍事件の際、知をたくましうして、悪戯に博識をもちいて異説を立てると評したのであり³⁴⁾、この経緯と符合する。素行の意識としては、彼の修学歴からも予想されるように、博覧強記の新進の兵学者として、およそ学問と名のつくものは網羅的に学習したという自負もあったにちがいない。小幡景憲と北条氏長に就いた15歳の年には一方で『大学』を自身講義し翌年には自著『款啓集（大学中庸諺解）』『大学中庸聞書』等を著している³⁵⁾。20歳の頃は多く広田坦齋よりの和学を学びながら、氏長の『師鑑抄』を筆録している³⁶⁾というように彼の兼学、博学は顕著であった。そこから老莊思想をも取入れて師説に工夫し発展させることを試みたものといえよう。21歳で兵法印可を受け、『兵法神武雄備集』を著すが³⁷⁾、この時点では基本的には甲州流を学んだ成果を表明したものと言える。正保2、3年の頃に至って、氏長が北条流を大成して『士鑑用法』を編むが、素行はこの頃に二本松城主丹羽光重の請で幕臣の列席する中、老莊思想を講義している³⁸⁾。それは將軍家徵用の内命があった時である。家光死去にともないそれは実現せず、他家からの口もあったが素行は固辞した。一方氏長は大目付にまで昇進した人物であるが、素行はその片腕的存在であったと同時に、師説を越えたいとの自負の念があったと思われる。老莊思想は度々講義し³⁹⁾、四教一致期の人間形成觀を明らかにする『修身受用抄』を著した⁴⁰⁾。実際に彼のこの時点での老莊思想の講義は評判がよかつたため、彼は独自性をここに見出しえないと模索したにちがいない。その経緯は『配所残筆』に述べられている⁴¹⁾。

その後、赤穂藩との関わりを深め、著作としては明暦2年に一挙に書かれた武教関連の書が成稿している。この時点では素行学の基礎が確立したと考えられる。ここでは

既に形而下的な方向が出ている。即ち、古学に繋がる基礎はここで形成されたとみてよい。そして後に、素行の朱子学批判が行われることになるが、その思想的転回とは、彼自身が師説を発展して解釈したつもりの形而上的人間形成観への不満であり、訣別であったということが出来る。四教一致期の人間形成観で具体化しなかった教学の方法的な問題がこうして武教思想の中では豊富に語られ、それが素行教育思想の体系へと発展していくことになる。それはこの思想的系譜においては氏長までの教学観にみられないものであった。

(二) 山鹿流兵学における武教

素行の意図に照らして三著の内容を考えてみると『武教本論』に『武教全書』『武教小学』が包含される形となる。ここでは兵学における教学観の体系化の過程からみて、兵法技術的な『武教全書』、教学の意義と方法を明確にした『武教本論』、その方法の一端を発展させた『武教小学』という順に取上げて考察する。

(1) 『武教全書』

本書は兵法技術論としての流れを汲み、その点ではむしろ甲州流兵学に近い⁴²⁾。兵法技術論としては觀念性を出来るだけ廃したいという素行の意図があったからである。教学に関する所論は武将即ち君主の基本的な心得が述べられる「主本」「撰將」「用士」に現れている。

その学問観は、君主の知力養成のために広い学習と良師を求めることが基本にある。特に現実に即した臨機応変な知識の応用・運用の出来る判断力の陶冶が要求されている。素行は雜記類で例えれば「廣見廣聞」の語にふれて、広範な知識の習得の必要を論じているが⁴³⁾、『武教全書』自体は基本的な心得を箇条書きしているに留まり、それぞれの意味の解釈は記されていない⁴⁴⁾。そこで素行の学統を汲む津軽耕道（天和2—享保14・1682—1729）の解説書『武教全書諸説詳論家伝秘抄』によって、本旨を推察したい。津軽耕道は学統継承者としては特筆すべき重要な位置を占めており、素行の武教成立の意義にも詳しく触れているので適切と考える。

それによれば、例えば「学古用新事、為新用古事」の条に関しては、

古を学と云は古來聖賢の道理を学ぶを云ひ、新を用ふと云ふは、古の道理を当世宜に従って用ふるを云ふ、是れは學問の次第習を云也。……古を学ぶは古より仕来ることを学ぶべし。子細は善なればこそ古より用ひ来る也。悪ければ用ふべき子細

なし。新を用ふるとは、当時の事を用ふべし。……或は聖賢の道を学ぶと云ひ、或は良将の道を学ぶこと也と云ふ、共に偏説也。古の字包括するところ甚だ廣し。總じて和漢の間、古人の道、古人の作法、古人の事跡ありとあらゆることを学ぶ也。是廣見広聞の道理也⁴⁵⁾。

と考えられている。さらにその教学の目的に関して触れて、

……凡そ古を学ぶは何ゆゑぞと云ふに吾が知を推致むべき為なり。これを基本となして学ぶときは、遠も近も皆吾が兵法と知るべし。……凡そ兵学は知を致むると業を尽すとの二にあり、これ乃ち戦略也。知を推致めんとせば、あらゆることを学び尽すにあり⁴⁶⁾。

と述べている。

古来よりの価値ある文化と現実の時宜に適った文物・制度についての学習が求められている。まさにそれは素行学の内容である武家の治政、中国古代の治政から現在のことにして至る知識の習得を意味している。素行が幕藩体制発展期の治世下にあると認識した明暦年間ににおいて、本格的に文化・知識・規範の伝達機能に目が向けられるに至り、素行はその原理面から学習を積極的にとらえていると考えられる。従って、その点で素行は、『武家事紀』にみられるような知識の体系化、学問の体系化に労を費やし、学問史・政治史等の編纂に貢献しているのである。しかしながら、「吾が知を推致むべき」とあるように知力の訓練、とりわけ判断力の陶冶に力点があった。これは兵学的な伝統をくむ学習観といえる。それは「世事と学問」との一致を意図し武士の立居振舞い日常生活自体を教育内容ととらえる素行の「経験的な」教育論へと結びつき発展した。

「大将三の采配の事」も実質上教化觀が明らかになっている。「能く人を知るべき事」は適材適所論であるが、後述する人材育成の教育論へと結び付く。「賞罰を明にする事」「常に兵法を習はず事」も教学の関わる問題として解釈された。

習ふこと熟する故に家の風儀皆此くの如く善道也。亦武備を好むこと癖となるごとく、下々幼童に至るまで武を学び筋道を知る也。心に習ひ熟する故に、風儀形に顯るる也。此の段は人を教ふる品を云ふ故に知略とする也。……家の風儀と云ふは、其の家其の国の風俗也。……人を教ふるとは、其の理を会得する如くする也。それは吾れよりして勤めざれば人を教ふべき様なし。又人を教ふるとは心に教へ形に教ふるとも云へり。⁴⁷⁾

人材論はこうして即時的な人材活用ではなく、教育をして人材を作り上げるという理念が存在する。耕道もそれを受けて積極的な教育論を人材論中に呈示する。「人の

質には長短あり、故に長をばますます教へ短をば引立て育つる也。是れ人を知るの用也。」⁴⁸⁾との所論には明白に教育理念を読み取ることが出来る。それは後天的な教育の意味を重視した結果であり、ここに武教の本質を窺うことが出来る。素質と教育をめぐる議論においても、教育重視を主張する立場が表明され、

生付に由って事物に念を入れて弓矢を重く取るもあるべし、又さらさとして其の所作の軽きもあるべし、又其の習はすところに由って、此の四格をなすもあるべし。此の故に四格ともに、生付と習はすところとの二色あるべし。生付とは天然其の好むところ也。……而して其の極意を論ずるときは、此の四格を生付と云ふべからず、皆幼少より習はすところと知るべし。其の大将若年より父祖の弓矢を見習ひ其の得失を見覚えて、或はこれを用ひ又は其の格を替えることもあり。又若年より近習老臣の物語を聞きて、自然とそれに移ることもあり、一人の成立つところ亦此くの如くなる也⁴⁹⁾。

との解釈にもそれはよく現れている。

耕道が「内外一致」の「能く人を教えるとは其の形を教える也」との教育方法を示しているように、形而下的把握が要となっている点も特色がある。これは「形から入る」方法であり「其の形を習ひ得ては、其用ひ様の理を知らする也」⁵⁰⁾と進むと指摘している。それは一方では教育方法の具体性を要請するものであったといえ、教材の工夫にも思いいれのあった素行に結びつくが⁵¹⁾、一方では武士の道徳的修養論における規範を「形」に求める原型になったと考えられ、教育思想史上でも問題のある重要な起点であると考えられる。

(2) 『武教本論』

本書は兵法技術の根本として教学を重視する問題意識から成立した。儒学に示されている教学の観念や方法を兵学に取り入れてその基礎とする武教の発想が明らかである。「目録」⁵²⁾より、その構成をみると、

上篇 大原

人原 道原 事原

中篇 主要

君職 三事 警戒 建官 選教 武備 法制 内閣 賞罰

下篇 戰略

武教 謀知 戰法 戰地 戰時 戰用 戰要

となっているが、根本思想を述べる上篇において既に形而下的説を繰り返し、特

に人為的な教学，即ち現実の人の手になる教育と学問の意義の高さを強調している⁵³⁾。教学運用の意義はではどこにあるのかと言えば，中篇以下の施策を説明する中で，素行は君主論としての性格を明示しながら「聖人」が社会において教学を運用する社会教化について述べながら詳論している。しかも「道は唯だ思ひて成るべからず，行ひて始めて成る」⁵⁴⁾と現実的な施策面での教学重視が強く看取されるものとなっている。

本朝は国家の治平，近く武門に出づ。其の武たるや，並に文教を兼ぬ。故に武に自ら一家の説あり。噫，武の教たる忽にすべきんや。夫れ武は勇の因る所，人未だ嘗て勇なくんばあらず，教に従って学ばざれば，即ち猛に亂に其の害是れ多し。教に學に本を論ぜざれば則ち勞して功なし。此の三篇は本を論じて用を悉す。能く学び能く習ふときは則ち大小精粗尽ざるなし⁵⁵⁾。

如上のように「学習」の意義を前提としながら武教の意義を説き，さらに具体論へと進んでいる。

本書では上述の意味から教学に関して具体的な方法論が述べられているが，総括してみると，次のようにまとめられる。

(1) 君主の学習

「学・知・行」という單なる書物での学習ではない，判断力を陶冶し行為に結び付く学習であり，「師・友・臣」がその学習効果に資するという。

君職は其の要三つ，曰はく学，曰はく知，曰はく行なり。学は古今事物の情に通じるなり。唯だ書を読むのみにあらず。知は我が知識を明かにするなり，学んで知明かならざれば惑ふ。惑へば暗くして通せず。行は学知する所を行ふなり。行はざれば学知も用ふる所なし。此の三事を極めんと欲せば亦三資あり。曰はく師，曰はく友，曰はく臣なり。師を以て其正邪を正し，友を以て其の詳を討論し，臣を以て其の效を察す⁵⁶⁾。

と記されるが，これは「聖人は教を立て師を設けて，後覚の者をして先覚の人に因りて，天地の本に原かしむ。」⁵⁷⁾といふ，教学を社会に確立する「立教」の説述に対応して，教化による「治国」の前提である為政者の学問の必要を，その学習論から君職の第一義として求めたものである。

統けて素行は「内能く誠あるときは，則ち外自ら其の形用を顯はす。」⁵⁸⁾として，早くも後に展開する素行思想の中核である「誠」の理念を説いているのも看過出来ない⁵⁹⁾。これは「行ひて始めて成る」と対句になっており，「内外一致」を確認するものであるが，このように本書が素行思想の基本的な概念を既に端的に表明していることは，思想形成過程の上でも重要である。

(2) 学校と人材

人材の選抜と育成に関しては、「学校選挙の法」の意義に着目して、人材を教育し、しかもよく習熟させるという方法を探りながら治政に資する者を求めるという意見をとっている。

凡そ治を為すの道は人を得るに在り。人を得るの道は専ら選挙教練に在り。……人教へざるときは則ち放僻邪侈なり。教正しからざれば則ち異端に陥る。人皆善を好むの心あり、教なきを以て人道を知らざるなり。教へて練らざれば其の事詳かならず、優游涵養せずしては其の放明かならず。故に教へて練らざるの敵は口給辨佞なり。教と練と相持して事初めて明かなり。古は学校選挙の法、郷党に始めて国都に達す。之れに教ふるに徳行道芸を以てして其の賢能を興ぐ。是れ選教相因る所なり。教練明かならざれば下に勤厚の民なくして選挙成らず。選挙して教練なければ上に成功の士なし。凡そ上の下を用ふるや、唯だ便用を求めずして彼れをして教へて化せしむ⁶⁰⁾……。

とあり、教化論の中で学校の人材選抜の機能をとりあげているが、後の素行の学校論においては人材選抜の機能についての意義は強調されることではなく、むしろ庶民教化の運用に重点が移った。人材を育成するという教育論としての視点がしかしここでの主眼であることは明らかで、引用末尾の単なる「便用」より「教へて化」すところに要諦をおくとするのは、『武教全書』の考察の際に指摘した通りである。

(3) 武士の教育

為政者層には相応の教養と実践的知識が要求され、「養教の法」が求められていた。身心にわたる「養」と「立志」を重くみる「学文・芸・礼」の学習等を内容としている。

士を教ふる又養教の法あり。養は善にして能く養ふの謂なり。教は学びて而して時に習ふの謂なり。養ふに口体の養あり、氣力の養あり。教は士をして志を立て文を学び芸に遊び礼和を詳にし、辞氣を正し容貌を節にし、風俗を淳ならしむ⁶¹⁾。

とあるが、この面での教育論を発展したのが、後述する『武教小学』の内容に他ならない。「養」と「教」を対応させて説明するのも『礼記』以来の伝統的な解釈だが、後にはこれも素行独自の発展に繋がり、人間の発達と教育に言及することとなるから、同じく看過しがたい点と言えるだろう。「芸」はここでは「六芸」の意味ではないから、教養的に「芸に遊ぶ」というのは、素行では採らないところであり⁶²⁾、彼の武教的な「実学」からすれば、これは引用の言回しに拠り未だ整理されていなかった部分であったともいえるだろう。「武備は……心気の警、言語容貌の守、行住坐臥の戒⁶³⁾、

……」という一節が素行的な考え方とその展開の方向をよく表わしている。

(4) 庶民の教化

「民」には職能として産業の従事者たるべきことを為政者が教化してゆくという視点から説かれている。

民を教ふるの道詳ならざれば業怠りて常の産なく國に遊民多く國用足らず、財日に費え、民止むことを得ずして常の心なし。其の大なるは國を乱る。故に業を教へ伍を定め、教を立て俗を正し、賞罰を明かにするときは、則ち民食足りて兵民も亦行はるべし⁶⁴⁾。

といふもので、教化の結果がここに表出されるとみる。ここでは学校は登場しないが、先の論と結付いて、教化論の視点に立った、後の学校代替論⁶⁵⁾等が提起される素地は十分あるとみてよい。

下篇では、以上の武教の意義と施策を運用してはじめて兵法が成立し、君主の治政が行いうるとする見解を表明し⁶⁶⁾、『武教全書』に説いてきた兵法を基礎づけるのである。総じて武教の施策面での具体性はこのように、学習論、学校論、教育方法・内容論によって支えられているといえる。

(3) 『武教小学』

本書は武士の日常生活の修養の規範が説かれている。それは武士の教育内容である為政者として身に付けるべき教養であり、『武教本論』の「養教の法」に対応している。その内容については、既に先行研究により紹介され論じられており、ここで再論するには及ばないと考えるが、ただし、本書で教学の運用の具体論として重要になっているのは、児童教育論であり、その点に関して述べておきたい。

その内容は児童教育的一般論として、「子孫の恩情は天道の自然にして、血脉相続の成る所なり。人倫の厚き何事か之れに及かんや。我が身既に没して嗣子放僻なるときは則ち家絶え身滅ぶ。何ぞ恩愛の甚しきを以て、教戒の事を垂れざらんや。」⁶⁷⁾と、児童への愛情と教育とその立場を説いている。本節では最も端的に武士の子弟の厳格な教育方法の典型を説いているようだが、後に展開する『山鹿語類』以降の児童教育論では無論ここで子弟に対する基本的な立場とその考え方を堅持しているが、「自然教化」を根幹に論を展開するに至る⁶⁸⁾。

児童の発達と教育については、

……凡そ幼稚の間は氣の稟くる所唯だ天然にして心知未だ主とする所あらず。其の習日々に長じ月々に益して善惡の機す所なり⁶⁹⁾。

と述べられる。対して、教育方法として賞罰と各々の個人差への対応が指摘される。

故に知の發するに於いて邪正を考え、邪を戒め正を掲げ、勇を養って之れを恐れ威さしめず。少事と雖も詐偽を以てせず、戯遊必ず竹馬の礼を以てし、言語皆武義礼讓の節を以てして其の精気をして全くし、情欲をして寡からしめ、教ふるに文学を以てす。……然れども或は記誦に陥り、或は詞章を玩ぶときは、則ち倭俗を忘れて漢の様を欲す。……人に氣稟の異あり、故に其の輕重清濁を考えて習ひ馴らしむ。言語已に通ずるときは、則ち師を選み友を考へて人品の下に至らしむこと勿れ⁷⁰⁾。

と述べられるが、彼の論点は統けて可塑性に関する邵康節（1011—1077）の引用をあげて、教育の意義を確認していることからも明らかなように、情念の統御を主たる目的とした人間形成論の中で、気質変化論の基礎の上に、教育の内容と方法の適正が可塑性の高い児童の教育上特に重大な意味を持つことを指摘したものである⁷¹⁾。これは「節に従う教戒」説即ち個人差と発達段階に相応する教育方法論として発展する中心的な部分であるといえる。

また教師と教科書の尊重が、「師弟の相接はるは尤も敬恭すべし。」といい、「兵書武冊は汚れたる席に置くべからず。盥ひ漱ぎて之れを披き…」以下強調される⁷²⁾。教育内容としては、武義の認識をもりこんだ日本の実情に即した実学的領域を説き、これも既に後の日本中朝主義に先鞭をつけた形で、儒学説の日本の受容と消化の過程を明らかにしており、また女子教育の問題等に触れ、その適正に関しての議論が教材を中心に行わせて展開されるのが出来る⁷³⁾。

では以上の武教確立期の教育論がいかに発展したのか、その構成について確かめておく。

まず、君主を主にした學問論に関しては『山鹿語類』の「君道」内に「學問」として現れ⁷⁴⁾、その具体的な方法に関しては「為学」「師教」「讀書」に現れている⁷⁵⁾。人材の育成に関しては同じく「君道」に記され⁷⁶⁾、教化論は「民政」に庶民教化につき寺子屋公営論を含む諸説として説かれ⁷⁷⁾、「治教」に「学校を設け道学を立つ」が「教化を広める」論旨から提起された⁷⁸⁾。武士教育の内容に関しては「德才」についての教育、そして日常の慎みと威儀を正すことを基本とし、武士に必要と考えるいくつかの徳目に関して詳述している⁷⁹⁾。そして武士の子弟の教育については「父子道」にまた「君道」に「教戒を詳かにする」意図でその方法にわたり、主に「自然教化」につき詳論される⁸⁰⁾。いずれも、『武教本論』に示された構成に則るものであり、武教確立時に提起された内容に基づいていると考えられる。詳細にわたる議論は『山鹿語類』を待たなければならないが、思想的な特色に関しても既に教育論上に現れてい

たことを看過しえない。

結

兵学者素行が幕藩体制下で課題とするところは武教であり、そこには「七書」にあった教学の観念の言わば再構築が基礎にある。武士のための学そのものである兵學において教学の意義を見直すことは、治政論的な観点から君主の判断力の陶冶、社会教化、人材の育成を考えるものであった。素行の武教成立は教学の効用・効果に対する信頼を背景とし、兵學の現実主義的な側面の強調を性格としていた。従って彼の武教の理論的具体化は教学の具体的方法論の提供、つまり学校や児童教育方法に言及することによって果たされる。このような意味をもった武教を提唱した素行は、その後の彼の教育論をより具体的なものにするべく努めることになった。武教成立は素行における教育論発展の端緒となったのである。

尚、素行の教育論を基礎づけている武教の内容を、中心となる教育思想的側面から考察してきたが、さらにその人間形成観については、その変遷を彼の説く情念と教学の関係論における思想転回としてあとづけながら考察する必要がある。それは武教成立の言わば思想内容に及ぶものであり、教育思想史上も重要な転回と考えられるからである。本稿はそれに関して言えば、構成的な面に焦点をあてて考察してきたことになる。従ってその思想面については稿を改めて考察したい。

註

- 1) 村岡典嗣『素行・宣長』(大教育家文庫6) pp. 131~2.
- 2) 同前・pp. 43~4. 石岡久夫『山鹿素行兵法學の史的研究』p. 4.
尚先行研究等に関しては、拙稿「山鹿素行の児童教育論——児童理解と教育方法を中心として——」(早稲田大学大学院文学研究科紀要別冊第11集・哲学・史学編・1985年1月),「山鹿素行の人間形成観——可塑性を中心にして——」(工学院大学研究論叢第26号・1988年12月)を参照。
- 3) 孫子・『七書・鬼谷子』(漢文叢書) p. 66.
- 4) 呉子・同前・p. 78.
- 5) 同前 pp. 271~3, 73, 121, 290.
唐太宗李衛公問対・同前・p. 502.
同前 pp. 452~3, 45, 93, 133, 173.
- 6) 司馬法・同前・p. 151.
- 7) 呉子・同前・p. 76.
- 8) 司馬法・同前・pp. 126~7.
- 9) 同前・pp. 331~3.
- 10) 六韜・同前・p. 327.
- 11) 国民精神文化研究所編『山鹿素行集』4, p. 359.

- 12) 同前・p. 354.
- 13) 同前・pp. 469~70.
- 14) 拙稿「山鹿素行の人間形成觀——可塑性を中心について」(前掲) 参照。
- 15) 広瀬豊編『山鹿素行全集』12, p. 537.
- 16) 日援・同前 11・pp. 223~6.
- 17) 堀勇雄『山鹿素行』(人物叢書33) pp. 148~53。佐藤堅司『信玄全集末書』に関する一考察』(軍事史研究 4の5・昭和11年)。『山鹿素行兵法学の史的研究』(前掲) 参照。
- 18) 竜韜品・石岡久夫『日本兵法全集』1・p. 72。虎略品・同前 p. 121。甲陽軍鑑抜書全集・同前 p. 212.
- 19) 竜韜品・同前 p. 102. 約業品・同前 pp. 166~7.
- 20) 磯貝正義校註『甲陽軍鑑』上・pp. 10~1.
- 21) 同前・下・p. 95.
- 22) 同前・中・p. 387.
同前・中・p. 375, 371~2, 376~7, 384~5, 394~5.
- 23) 同前・中・pp. 386~7.
- 24) 土鑑用法・井野辺茂雄編『武士道全書』2, pp. 148~9.
- 25) 同前・p. 180.
- 26) 同前・p. 186.
- 27) 兵法雄鑑・石岡久夫『北条流兵法』(日本兵法全集 3) pp. 311~2.
- 28) 兵法雄鑑・同前・p. 332.
- 29) 結要士鑑・『諸流兵法(上)』(日本兵法全集 6) p. 410.
- 30) 同前・p. 454.
- 31) 大星伝口訣・『武士道全書』2, p. 199.
- 32) 同前・p. 203.
- 33) 同前・pp. 196~8. 尚、本節にみられる「教育」の語は、言うまでもなく教化の意味に限定されるものの、使用が稀なこの時期において注目してよい。
- 34) 土鑑用法直旨鈔・国民精神文化研究所編『松宮觀山集』3, p. 5.
- 35) 年譜・『山鹿素行全集』15 (前掲), p. 17.
- 36) 同前 12・p. 574.
- 37) 同前 p. 573.
- 38) 同前 pp. 577~8.
- 39) 同前。同前 1, p. 30, 39.
- 40) 同前 1, p. 101.
- 41) 同前 pp. 577~81. 素行の四教一致期の教學觀と武教確立期・古学期以降の教學觀との比較考察は稿を改めて検討したいと考えている。
- 42) 『山鹿素行兵法学の史的研究』(前掲) p. 108 参照。
- 43) 援話・廣瀬豊編『山鹿素行全集』11, p. 419.
- 44) 『山鹿流兵法』(日本兵法全集 5) pp. 53~60. 同前・pp. 63~4.
- 45) 広瀬豊編『山鹿素行兵学全集』4, pp. 83~6.
- 46) 同前。
- 47) 同前 pp. 61~2. 『山鹿流兵法』(前掲) p. 63.

内山宗昭

- 48) 『山鹿素行兵学全集』4 (前掲), p. 50.
- 49) 同前・p. 31.
- 50) 同前・pp. 61~2.
- 51) 拙稿「山鹿素行の児童教育論——児童理解と教育方法を中心として——」(前掲) 参照。
- 52) 『山鹿素行全集』1, p. 518.
- 53) 同前・pp. 520~1.
- 54) 同前・p. 520.
- 55) 同前・p. 517.
- 56) 同前・p. 523.
- 57) 同前・p. 520.
- 58) 同前。
- 59) 田原嗣郎「山鹿素行の人間論」(北海道大学文学部紀要6・1961年) 他参照。
- 60) 『山鹿素行全集』1 (前掲), pp. 525~6. 一方で「八徴」等がみられる。
- 61) 同前・p. 526.
- 62) 山鹿語類・同前 4, p. 30 等参照。
- 63) 『山鹿素行全集』1 (前掲), p. 527.
- 64) 同前・pp. 526~7.
- 65) 山鹿語類・同前 5, pp. 46~7.
- 66) 武教本論・同前 1, p. 533.
- 67) 同前・p. 495.
- 68) 拙稿註 (51) 論文参照。
- 69) 『山鹿素行全集』1 (前掲), p. 495.
- 70) 同前・p. 496.
- 71) 拙稿註 (14) 論文参照。
- 72) 『山鹿素行全集』1 (前掲), pp. 496.
- 73) 同前・p. 497.
- 74) 山鹿語類・同前 4, pp. 26~7.
- 75) 同前 9, pp. 103~24.
- 76) 同前 4, pp. 159~287.
- 77) 同前・pp. 411~2.
- 78) 同前 5, pp. 31~47.
- 79) 同前 7, pp. 15~147.
- 80) 同前 6, pp. 289~302.

(うちやま むねあき 本学専任講師 教職)